

令和5年 第3回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和5年3月24日（金） 13時55分～15時30分
場 所	阪南市役所第3・4会議室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子 委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>生涯学習部長 伊 瀬 徹 生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長 石 原 慎 中央公民館長 伊 藤 典 明 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 花 元 英 夫 学校教育課長代理 両 口 通 寛 学校教育課長代理 岩 水 綾 子</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和5年第3回定例教育委員会を開会する。
本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。
署名委員に辻委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和5年第2回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和5年第2回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆承認事項第2号「令和5年第1回臨時教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第2号「令和5年第1回臨時教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第2号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

令和5年度以降も引き続き阪南市立学校のあり方を検討するにあたり、教育の見

識がある委員の強化を図るため、前回の本会議において委員の人数構成を見直すための規則改正について議決していただいたが、このたび、改正後の規則に基づき、資料に記載の候補者への委員委嘱について議決を求めるものである。なお、任期は令和5年4月1日から、諮問についての協議及び答申が終了するまでである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正（案）について」（学校教育課）

(教育長)

議決事項第2号「阪南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正（案）について」学校教育課の説明を求める。

(岩水学校教育課長代理)

地方公務員法の改正により定年退職年齢が65歳まで段階的に引き上げられること等による所要の改正及び文言の修正を行うため、阪南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正することについて、教育委員会の議決を求める。施行日は、令和5年4月1日である。なお、経過措置として、令和5年4月1日から令和14年3月31日までの定年の段階的引き上げ期間中に、定年した後65歳まで再任用される暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間職員とみなすと規定している。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

暫定再任用短時間勤務職員とは。

(生涯学習部副理事)

現在は60歳が定年であるが、65歳まで再任用として勤務することができる。このたび、地方公務員法の改正により、令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、2年に1度、1歳ずつ定年が引き上げられることになった。その期間中は、これまで再任用職員と称していた60歳から65歳の職員は暫定再任用職員という名称となる。そのうち、短時間勤務の職員が暫定再任用短時間職員である。

一方で、60歳だった定年が65歳まで引き上げられたことにより、現在61歳から64歳までの職員で暫定再任用職員となった者は、定年前再任用とも呼ばれる。結果、令和5年4月1日から65歳が定年となる令和14年3月31日までは、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなすという経過措置

になる。

(柴崎委員)

定年が60歳から65歳になることにより、定年前の定義も変わるということか。

(生涯学習部副理事)

ご指摘のとおりである。

(水島委員)

暫定再任用短時間勤務職員という名称は、令和14年3月31日までの限定ということか。

(生涯学習部副理事)

ご指摘のとおりである。

(教育長職務代理者)

定年年齢が段階的に65歳まであがるということは、令和5年度に60歳となる人は、再任用ではなく、本雇用となるのか。

(生涯学習部副理事)

ご指摘のとおりである。なお、令和5年度は定年年齢が61歳となるので、定年を迎える人はいないということになる。一方で、役職定年というものがあり、その専門性から校長は60歳を超えても続けられるが、「長」や「補佐」は60歳を超えて就くことはできないと地方公務員法に規定されている。

(教育長職務代理者)

では、今後再任用の校長は減るということか。

(生涯学習部副理事)

定年後が再任用となるので、さらなる制度改正がない限り、10年後には再任用の制度そのものがなくなる予定であり、経過措置期間中は再任用の校長の数は漸減していく。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「令和5年度阪南市学校園教育基本方針（案）について」（学校教育課）

(教育長)

議決事項第3号「令和5年度阪南市学校園教育基本方針（案）について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

令和5年度に阪南市立幼稚園・小学校・中学校において取り組むべき教育推進の

方向性や重点行動等を教育委員会として明確に示すため、「令和5年度阪南市学校園教育基本方針」を別添案のとおり定めたく、教育委員会の議決を求めるものである。

資料は、前回の本会議にて原案をお示しし、それに対していただいたご意見を基に修正したものである。

本資料に基づき、原案との相違点を説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(水島委員)

修正は、全国学力・学習状況調査も踏まえてのものか。

(学校教育課長)

前々回の本会議でも報告したように、当課としても基礎的・基本的な知識・理解に課題があると認識しており、そのことを踏まえて、取組項目の一つに「すべての教科等で、学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・理解を深める」という文言を入れた。

(教育長)

前回も言ったが、これは考え方や方向、目標を示した「方針」であり、そこへ至るまでの手立てではないので、やってほしいことを別途教職員に具体的に示してほしい。

(柴崎委員)

資料1頁の2. 推進強化事項に、「『探求型協働学習』の推進」という文言がある。これは市独自のものか、それとも学習指導要領などに用いられているものか。

(学校教育課長)

様々な場で使われている表現だが、海洋教育等において、未知の課題に対応するに際し、探求的な活動や協働的な学習を行う中で課題を解決していくことを目的として用いている。

(柴崎委員)

あえて「探究」ではなく「探求」としているのか。

(学校教育課長)

課題解決の方法等を探し求める学習ということで、「探求」を使っている。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「阪南市立総合体育館条例施行規則の一部改正(案)について」(生涯学習推進室)

◆議決事項第5号「阪南市運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）について」（生涯学習推進室）

◆議決事項第6号「阪南市立桑畑総合グラウンド条例施行規則の一部改正（案）について」（生涯学習推進室）

◆議決事項第8号「阪南市立テニスコート条例施行規則の一部改正（案）について」（生涯学習推進室）

（教育長）

関係する案件であるため、議決事項第4号「阪南市立総合体育館条例施行規則の一部改正（案）について」、第5号「阪南市運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）について」、第6号「阪南市立桑畑総合グラウンド条例施行規則の一部改正（案）について」、第8号「阪南市立テニスコート条例施行規則の一部改正（案）について」の4件について生涯学習推進室の説明を求める。

（生涯学習推進室長）

社会体育施設は平成27年度に公共スポーツ予約システムを導入済みであるが、このたび、市全体のデジタルトランスフォーメーションの一環として、市民生活のデジタル化推進や、施設の利用申請時の窓口滞在時間の減少などの利便性向上を図るため、社会体育施設、文化センター、公民館、地域交流館、及び市民活動センターが共同で利用できる「公共施設予約システム」を新たに導入することとなった。これら4件は、そのうち社会体育施設への施設予約システム導入に伴う措置として、規則の文言及び様式の表記について所要の改正を行うもので、施行日は公布の日である。

各資料に基づき、報告する。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

（全員）

意見等なし。

（教育長）

議決事項第4号、第5号、第6号及び第8号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第7号「阪南市立公民館条例施行規則の一部改正（案）について」（中央公民館）

（教育長）

議決事項第7号「阪南市立公民館条例施行規則の一部改正（案）について」中央公民館の説明を求める。

（中央公民館長）

先ほどの議決事項第4号、第5号、第6号及び第8号と同様に、公民館施設への施設予約システム導入に伴う措置として、様式の所要の改正を行うもので、施行日

は公布の日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第7号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課参事)

令和5年2月1日から2月28日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した4件について、報告する。

1件目は、大阪府立青少年海洋センター主催「海洋センタークラブ」である。令和5年度中、年間を通じて、クラブに登録した幼児から高校生までの子どもたちが自然の中で様々なスポーツ活動や野外活動などを行う。

2件目は、阪南岬子どもまつり実行委員会主催「第35回阪南岬子どもまつり」である。令和5年4月29日、尾崎小学校において、一般の方を対象に、子どもたちが自らの頭と体を使って工夫し、思いっきり遊ぶことを目的に、子ども市や手作り工作、模擬店が実施される。

3件目は、公益財団法人日本少年野球連盟大阪南支部泉州ボーイズ主催「第40回日本少年野球『泉州大会』」である。令和5年4月16日から29日にかけて、J:COMサザンスタジアムほか8球場において、小学生と中学生のボーイズリーグ52チームによる少年野球大会が行われる。

4件目は、「泉州中学校・高等学校進学説明会2024」である。同実行委員会の主催で令和5年7月23日と10月15日、南海浪切ホールにおいて、私立中学・高校と公立高校をめざす小学6年生と中学3年生、その保護者を対象とした進学相談会が実施される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市教育研究協議会交付要綱の全部改正について」(学校教育課)

◆報告事項第3号「阪南市人権教育研究会補助金交付要綱の全部改正について」(学校教育課)

◆報告事項第4号「阪南市在日外国人教育研究会補助金交付要綱の全部改正について」(学校教育課)

◆報告事項第5号「阪南市地域教育協議会補助金交付要綱の全部改正について」(学校教育課)

(教育長)

関係する案件であるため、報告事項第2号阪南市教育研究協議会交付要綱の全部改正について、第3号「阪南市人権教育研究会補助金交付要綱の全部改正について」、第4号「阪南市在日外国人教育研究会補助金交付要綱の全部改正について」、第5号「阪南市地域教育協議会補助金交付要綱の全部改正について」の4件について、学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

このたび、全庁的に補助金制度の見直しが図られたため、学校教育課の所管する団体にかかる補助金交付要綱について、補助対象事業を明確化するなどの改正を行ったので報告する。なお、施行期日はいずれも令和5年4月1日である。

(教育長)

補助対象事業を明確化するとは。

(学校教育課長)

各要綱の別表に記載する事業が、補助対象となる。

(教育長)

改正前はどのような記載だったのか。

(学校教育課長)

参考として改正前の要綱も資料に添付しているが、改正後は、より具体的な事業内容となっている。

(柴崎委員)

補助金額は、市の財政難により減額される方向にあるのか。

(学校教育課長)

令和5年度は、阪南市地域教育協議会補助金以外は減額となる。

(柴崎委員)

教員が研究や研修をするための補助金が減額されるということか。

(学校教育課長)

従前は参集型で実施していたものを、オンラインで実施するなどして開催にかかる経費を節減し、研究や研修の機会を減らすことはしない。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「阪南市地域教育協議会設置要綱の制定について」(学校教育課)
(教育長)

報告事項第6号「阪南市地域教育協議会設置要綱の制定について」学校教育課の報告を求める。

(花元学校教育課長代理)

4つの地域教育協議会と阪南市教育委員会とで構成される阪南市地域教育協議会は、本市における地域、学校及び家庭の総合的な教育力の活性化を図ること、また、地域の教育力の向上及び地域の教育コミュニティの推進を目的にこれまで活動してきたが、このたび、設置根拠を明確にするため、設置要綱を制定したので報告する。施行期日は、令和5年4月1日である。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第7号「第1回(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会の議事録について」(学校教育課)

(教育長)

報告事項第7号「第1回(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会の議事録について」学校教育課の報告を求める。

(両口学校教育課長代理)

令和5年1月31日に開催した、第1回(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会について報告する。議題は、(1)(仮称)子どもの権利に関する条例策定について、(2)阪南市の子どもたちの意見について、(3)今後の進め方について、であった。

詳細は資料のとおりである。

各委員からは、子どもの権利を守るためには大人の意識を変えないといけないという意見や、どのような基本理念を持って子どもや子どもに関わる大人と接しているかなど、それぞれの立場や経験に基づく発言があった。

また、子どもの権利を子どもたちが知ることが大切ということ、子どもの権利条約やこの条例がどのように市民に関わっていくのかということ、さらに、子どもといっても、色々な子どもがいるので多様性を考慮することなどについて議論された。

なお、第2回目は本日開催し、子どもに関する大切にしたいことや、それに伴う大人の役割・責務について意見交換をしていただき、条例の骨子につなげていき

いと考えている。

(教育長)

第1回の会議録や、参加した委員の感想から、良いスタートを切ることができたのがうかがえる。

会議録によると、委員自身も学んでいかなければならない、検討委員会こそが学びの場である、委員相互で意見を交わすことに意義がある、といったご意見をいただいている。そのような検討委員会における議論の内容は、積極的に公表し、活用していく必要があるが、事務局はどのような方法を考えているか。

(両口学校教育課長代理)

第1回の議事録については、既に、市役所内市民情報公開コーナーにおいて紙媒体で、また、市ウェブサイトにおいてデータを公開している。公開方法については他にもご意見をいただいております、ワーキンググループや委員長、副委員長とも相談のうえ、さらに工夫していきたいと考える。

(教育長)

公開の方法そのものも委員会内で検討するというのは、良いと思う。意識の高い市民はこの議事録を読んで、条例制定の重要性を理解してくれるだろう。

先ほど議決された令和5年度阪南市学校園教育基本方針では、冒頭で教育の目標として、「自ら」学びに向かい、考え、判断し、表現できる子どもを育てる、と謳っているのだから、権利の主体である子どもの意見を聴かないという法はない。両者はリンクしている。

現在は、世の中のあらゆることが、子どもの主体性・自主性を重んじる方向へ動いている。例えば、WBCで活躍した大谷翔平選手の思考は誰に教えられたものでもなく、パイオニアとして未知の世界に踏み込み、自ら切り拓いていったものである。昨今は、教育は、教員がやらせるだけではないという認識が広がってきた。この条例は、そういった教育の潮目の中で制定していくのだという認識を持ってほしい。初回から興味深い議論となっているので、今後にも期待したい。

(水島委員)

阪南市で産婦人科小児科の医師として勤めていても、子どもの権利条例制定に向けた動きがあることを知らなかった、という医師である委員の発言にもあるように、私自身も知らなかったため、勉強になった。会議録を公表すれば意識の高い市民は読むだろうが、そうでない人たちにも伝わるよう、広く周知していただきたい。

また、子どもの権利というのは、非常に範囲が広く、大人の解釈によってさまざまな面があると思う。例えば、赤ちゃんの予防接種一つとっても、医師としては推奨したいが、接種させない主義の保護者もいて、その子が成長したらどう考えるのだろうと、もやもやすることがある。また、子どもに一つの症状が出るとすぐに受診する保護者もいれば、ひどくなって初めて受診する保護者もいる。基準があるわけではなく、医療現場では状況に応じて処置しているのだが、子どもに関することとなると、一事が万事そういうことになる。だが、子どもは親の付属物ではなく、一人ひとり人格がある。それを大人がもっと認識しなければならない。また、中学・

高校の年齢の子どもにとっては、自分の考えを主張してもいいのだと実感できる条例にしていきたい。さらに、大人も子どもも、公的機関などの他者に頼ることをよしとしない風潮があるが、頼ったり相談したりする権利があるのだということを伝えたい。周囲に愛され、大切にされていることを感じながら育った子どもは、大人になったときに他の人の人権を尊重する人間になる。そのベースづくりに資する条例であると思うので、よろしく願います。

(両口学校教育課長代理)

ご指摘いただいたことは、委員長にも伝え、検討委員会で活かしていきたいと考える。

検討委員会における検討事項には、子どもの権利を大人へ周知すること、子どもの権利が守られるとはどういうことなのか、といったことも含まれており、本検討委員会の事務局として入っている人権推進課が、市民向けのセミナーや講演会などを実施する予定である。

(教育長)

本検討委員会では、対象となるものがあまりに広範囲であるため、整理しながら検討していくこととしており、本日の検討委員会でも委員長、副委員長自らが資料を用意し、講演してくださることになっている。委員も理事者も学びながら進めていって、良い条例をつくりあげることができればと考えている。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第8号「阪南市社会教育団体補助金交付要綱の廃止について」(生涯学習推進室)

◆報告事項第9号「各社会教育関係団体に対する補助金交付要綱の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

関係する案件であるため、報告事項第8号「阪南市社会教育団体補助金交付要綱の廃止について」、第9号「各社会教育関係団体に対する補助金交付要綱の制定について」の2件について、生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

今回の補助金交付要綱の廃止及び制定は、「阪南市行財政構造改革プラン改訂版」に位置付けている「補助金の再構築」の取組の一環として、各種団体の補助金の見直しを行うため、総務部行財政構造改革推進室の総合調整のもと、補助金担当課として交付要綱を見直したものである。

まず、これまで「阪南市社会教育団体補助金交付要綱」に基づき、8つの社会教育関係団体に補助金を交付してきたが、市の統一的なルールとして補助金交付団体ごとに要綱を制定することとなったことから、令和5年4月1日付けで本要綱を廃

止することを、報告事項第8号として報告する。

続いて、市民ニーズに的確に対応していくため、公平性・透明性を保ちつつ、適正な交付・運用が行われる補助金制度の再構築に取り組むための措置として、資料に記載のとおり、阪南市PTA協議会から西鳥取公民館クラブ協議会までの8団体に対する補助金を交付するため、団体別に新たに要綱を令和5年4月1日付けで制定したことを、報告事項第9号として報告する。

なお、今回の補助金交付要綱の見直しは、「事業内容の見える化」を図ることが目的であるため、各社会教育関係団体に交付する補助金額を削減するという見直しは行っていない。

詳細は、資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

補助率はいずれも10/10となっているが、全団体補助金で運営されているのか。

(生涯学習推進室長)

補助対象となるのは、あくまで各団体が実施する補助対象事業及び活動の補助対象経費に限られ、会費を徴収している団体や、任意の事業を実施している団体もある。

(柴崎委員)

阪南市行財政構造改革プラン改訂版に基づいて補助金の再構築をするにあたり、各団体からの抵抗はなかったのか。

(生涯学習推進室長)

阪南市行財政構造改革プラン改訂版の策定に先駆け、補助金の運用方法の見直しに取り組み、数年前から概算払いした補助金の精算を実施している。一部の団体から補助金の精算に戸惑いの声があがったのは事実であるが、公金としての補助金は、団体を補助するものではなく、団体が実施する事業や活動に対するものであることを機会があるごとに説明し、ご理解いただいていた。そのため、今回の補助金制度の再構築については、特段、各団体から反対の意見等は無かった。

(教育長)

事業を実施した結果補助金が余れば精算するという方へ意識の転換を図ることができたのは、担当課の努力の成果である。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第10号「阪南市教育委員会指定管理施設運営支援金交付要綱の廃止について」(生涯学習推進室)

◆報告事項第11号「阪南市教育委員会教育施設指定管理者運営支援金交付要綱の制定について」(生涯学習推進室)

◆報告事項第12号「阪南市留守家庭児童会運営支援金交付要綱の制定について」(生涯学習推進室)

(教育長)

関係する案件であるため、報告事項第10号「阪南市教育委員会指定管理施設運営支援金交付要綱の廃止について」、第11号「阪南市教育委員会教育施設指定管理者運営支援金交付要綱の制定について」、第12号「阪南市留守家庭児童会運営支援金交付要綱の制定について」の3件について、生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

今回の支援金交付要綱の廃止及び制定は、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の運営に支障が生じている指定管理者に対し、支援金を支給するため、国の令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業として、未来創生部政策共創室の総合調整のもと、施設担当課として、支援金交付要綱を見直したものである。

「阪南市教育委員会指定管理施設運営支援金交付要綱」は、令和3年度に制定し、教育委員会として初めて文化センターの指定管理者に支援金を交付したが、臨時交付金の活用方法や支援金のあり方等に係る国の見解を踏まえ、市の統一的な方針が示されたことから、令和5年3月1日付けで廃止したことを、報告事項第10号として報告する。

続いて、教育委員会が所管する施設のうち、条例で施設使用料を設定している施設、資料に記載する阪南市立文化センターから阪南市立西鳥取公民館までの5施設を運営する指定管理者を交付対象者として、支援金を交付する要綱を令和5年3月1日付けで制定したことを、報告事項第11号として報告する。なお、国の臨時交付金が令和5年度以降見込めないことから、要綱廃止に係る事務的な負担を軽減するため、令和5年3月末をもって自動的に失効することを規定している。

次に、阪南市留守家庭児童会を運営する指定管理者を交付対象者として、支援金を交付する要綱を令和5年3月1日付けで制定したことを、報告事項第12号として報告する。なお、本要綱は、報告事項第11号の阪南市教育委員会指定管理施設運営支援金交付要綱同様、令和5年3月末をもって自動的に失効する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第13号「阪南市公民館クラブ活動要綱の一部改正について」(中央公民館)

(教育長)

報告事項第13号「阪南市公民館クラブ活動要綱の一部改正について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

公民館クラブ結成の促進及びその他所要の改正をするため、阪南市公民館クラブ活動要綱の一部を改正したので報告する。施行日は、令和5年4月1日である。

主な改正点は、公民館クラブ結成の促進を図るため結成要件の10名以上としていたものを5名以上と改めたことと、従来は公民館クラブの公民館使用料を2/3相当を減免していたものを、令和4年8月に制定した「公共施設使用料減免ガイドライン」に基づき、1/2相当額と改めたことである。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第14号「令和4年度第3回図書館協議会会議録について」(図書館)

(教育長)

報告事項第14号「令和4年度第3回図書館協議会会議録について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

令和5年2月17日に開催した、令和4年度第3回図書館協議会について報告する。案件は、(1) 令和4年度事業について、(2) 新年度の図書館の運営について、(3) その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

会議録中、令和5年度の指定管理者による運営体制が紹介されており、副館長各1名、副責任者2名とあるが、両者の違いは何か。

(図書館長)

指定管理者の職階として、館長、副館長の下が責任者とのことである。

(教育長)

会議録中、高等学校図書館について言及されているところがあり、興味深く読んだ。以前から、小学校の図書館活用と中学校の図書館活用とでは段差が広がっているのではないかと考えてきた。小学生は比較的素直に本を読むが、中学生になると部活や習い事で急に読書量が減ることに危機感を覚えるが、ここではさらに上の高校である。

私は苦しい時、悩んだ時に自らの読書体験に救われたことがある。読書をする人

間としない人間とでは、そういう時の対応に差が生じるのではないか。中高生のときに読書習慣を身につけることが重要であるという視点を持ち、学校図書館の応援も含めた図書館を運営していただきたいと考える。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。

各課の報告を求める。

<学校給食センター>

3月 6日 第2回学校給食センター改修事業設計施工
公募型プロポーザル選定委員会

<学校教育課>

3月14日 公立中学校 卒業式
3月17日 公立小学校 卒業式
3月22日 公立幼稚園 修了式
3月24日 第2回(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会
4月 6日 公立中学校 入学式
4月 7日 公立小学校 入学式
4月11日 公立幼稚園 入園式

<生涯学習推進室>

2月27日～ 古文書講座 初級編(全5回)
3月14日 阪南市文化財保護審議会
3月27日 阪南市文化財デジタルアーカイブ公開
4月 1日～ 文化財ミニ展示「TELEPHONE～電話発達史をたどる～」
[10月2日まで]
4月 2日 第32回阪南市総合体育大会開会式
4月12日 阪南市連合婦人会総会
4月22日 阪南市スポーツ少年団総会

<公民館>

3月26日 [東鳥取公民館] 令和4年度阪南市版社会教育士講座③
4月 2日 [尾崎公民館] 子ども将棋広場

4月 8日・22日

〔西鳥取公民館〕エンゼルファミリー
(障がいのある子どもの音楽療法)

4月11日 〔尾崎公民館〕パソコンの困りごとを解決「パソコンサポート」

4月20日・27日

〔尾崎公民館〕講座「心と体の元気UP」(全5回)

4月20日 〔東鳥取公民館〕講堂でグランドピアノを弾いてみませんか

4月20日 〔西鳥取公民館〕まほうのおばさんのおはなしかご

4月30日 〔東鳥取公民館〕レコード喫茶in公民館

<図書館>

3月21日 親子で楽しむ自然体験講座

4月～ すくすくタイム開始

*赤ちゃん向けのおはなしかいがある日の開館から正午まで

*子どもの声を気にせず図書館が利用できる時間帯を設ける

4月～ 図書館ホームページ更新

4月～ Twitter開設

4月13日 図書館フレンズ(ボランティア)新規募集説明会

※いずれも3月24日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

すくすくタイムは良い試みだと思うが、第2月曜日の午前10時30分から10時50分の間ということか。

(図書館長)

第2月曜日のその時間帯に赤ちゃん向けのおはなしかいがあるため、当日の午前10時の開館から正午までの間を、お子さんの声を気にせず本を読んだり、絵本の読み聞かせをしたりと、普段お子さんと一緒に図書館を利用することをためらっている方にも気兼ねなくご利用いただける図書館開放時間とし、「すくすくタイム」と名付けたものである。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他(教育長)

(教育長)

その他、何かないか。

(教育長職務代理者)

幼稚園の修了式に参加した際、修了児の保護者と話す機会があった。阪南市で子育てをしていて感じるのは、公園など遊ぶ場所が少ないことだ、と異口同音におっしゃっていた。里海公園はあるものの、駐車料金がかかることがネックになって頻度が減る、公園内で無料のイベントがあっても躊躇する、とのことだった。また、報告事項第7号に添付された総合計画策定にかかる中学生アンケートを読んでも、スポーツなど外で遊ぶ場所が少ないという意見が多い。受益者負担という考えは理解するものの、子育て世帯やオフシーズンは無料にするなどすれば、既存の施設をより有効に使ってもらえるのではないか。現役の中学生の感じていることを、もっと市の施策に反映していただきたい。

(生涯学習推進室長)

前回の本会議で3月議会に市営プールの廃止条例案を上程することについて協議していただき、議案を提出した。子どもの遊ぶ場所が少ないということは以前から各方面から指摘のあったところでもあり、今回の市営プールの廃止については、市議会議員からは、子どもの遊ぶ場所をさらに減らすのはいかがなものかという強い反対意見も出た。ただ、今は、市としてまずは行財政構造改革を着実に進め、財源を生み出したあかつきには、先ほどご提案いただいたことも含め、必ずや子どものための新たな施策を展開し、住んで良かったと思っていただける市にしたいと考えている。

(教育長)

大事なご指摘をいただいた。我々は課題を認識し、現在でき得る限りのことをしていきたい。

(学校教育課長)

前回の本会議で柴崎委員から、本市の通級指導教室の設置状況についてお尋ねいただいた。令和5年度は残る中学校2校での新設を府に要望しており、回答待ちであると説明したが、先日、府から2校での新設を認める旨通知があった。これにより、令和5年度は本市の全小中学校で通級指導教室を開設することとなったので報告する。

(柴崎委員)

本市より規模の大きな市でも開設しているのは全体の数割にとどまる中、本市において全校で開設できるのは、教育委員会事務局の熱意の賜物と考える。発達障がいグレーと判断される子どもが多く、若い教員の割合が高い今、学校現場にとっては非常にありがたい存在である。

(教育長)

通級指導教室の支援員の予算を始めとして、令和5年度も教育費予算が一定確保でき、さらに海の学校などの新しい事業も実施できるのは、職員の努力があったからこそと考える。今回は令和4年度最後の会議ということで、皆さんの労をねぎら

いたい。

次回の令和5年第4回定例教育委員会は、令和5年4月20日木曜日午後2時00分から阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和5年第3回定例教育委員会を閉会する。

以上